

新型コロナウイルス感染拡大防止に係る 貨物自動車運送事業安全性評価事業の特例措置について

全国貨物自動車運送適正化事業実施機関(全日本トラック協会)では、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、2020年度貨物自動車運送事業安全性評価事業「Gマーク制度」について、下記のとおり特例措置を講じます。

1. 申請受付に係る特例措置

原則、郵送による地方実施機関への申請書類の提出とする。(7月1日～14日必着)

申請事業所は、資料を郵送する際に簡易書留(信書)など荷物追跡が可能な方法で発送して下さい。

原則は郵送による申請ですが、個別対応については地方実施機関にご連絡をお願いいたします。

※新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、対応等が難しい地方実施機関もありますので
ご理解を賜りますようお願いいたします。

2. 評価項目に係る特例措置

1. 安全性に対する法令の遵守状況(配点40点)

(1)中項目1から5(地方実施機関による巡回指導結果)について

新規申請、更新申請A方式またはB方式を選択した場合であって、巡回指導の実施が困難な場合については、直近の巡回指導結果を点数化し、評価を実施します。(直近の巡回指導結果がない場合は、期限までに巡回指導を実施いたします。)

(2)中項目6(運輸安全マネジメント取組状況)について

特例措置は設けません。

2. 事故や違反の状況(配点40点)

特例措置は設けません。

3. 安全性に対する取組の積極性(配点21点)

新型コロナウイルス感染拡大の影響がある期間(2020年3月～6月)で実施できなかった取組について、下記の自認項目に限り、別に定める自認書で評価をいたします。

項目2. 事業所内で安全対策会議(安全に関するQC活動を含む。)を定期的実施している。

安全対策会議について、感染拡大の影響がある期間に開催予定であった1回についてのみ自認書(別紙1)で確認いたします。

項目3. 荷主企業、協力会社又は下請会社との安全対策会議を定期的実施している。

安全対策会議について、感染拡大の影響がある期間に開催予定であった1回についてのみ自認書(別紙2)で確認いたします。

項目5. 外部の研修機関・研修会へ運転者等を派遣している。

外部機関の研修について、感染拡大の影響がある期間に開催予定であった1回についてのみ自認書(別紙3)で確認いたします。

項目6. 特定の運転者以外にも適性診断(一般診断)を計画的に受診させている。

適性診断(一般診断)について、感染拡大の影響がある期間に受診予定であった場合には、自認書(別紙4)で確認いたします。

3. 提出書類

- ① 安全性評価申請書(第1号様式、第6号様式)
 - ② ①の申請書が複写式申請書(手書きの場合)は支払いを証する書類
 - ③ 厚生年金保険料の納付が確認できる書類の写し(事前提出制度を利用した場合は必要ありません)
 - ④ 自動車事故報告書の写し及び事故に関する関連資料 ※該当する事業所に限ります。
 - ⑤ 安全性に対する取組状況についての自認書(第2号様式)、チェックリスト及びその取り組みを証する書類並びに新型コロナウイルスの影響で実施できなかった取組についての書面(別紙1～別紙4)
※新規、更新A方式、C方式、D方式を選択した場合に限ります。
 - ⑥ 運輸安全マネジメント取組状況についての自認書(第10号様式)、チェックリスト及びその取り組みを証する書類 ※新規、更新A方式、B方式を選択した場合に限ります。
 - ⑦ 役員名簿(第2号の2様式) ※新規、更新A方式、C方式、D方式を選択した場合に限ります。
- ※詳細は申請案内16ページ～19ページを参照

4. 厚生年金保険料納付確認に係る特例措置

日本年金機構が、新型コロナウイルス感染症の影響により厚生年金保険料等の納付が困難となった場合の猶予制度を3月19日に設けたことを踏まえ、**年金事務所へ猶予の申請を行った事業所**について下記の措置を講じます。

猶予の申請を行った事業所は、確認対象の2020年4月分または5月分の厚生年金保険料について

2020年1月分から5月分のうち、いずれか1ヶ月分の厚生年金保険料の納付が確認できる書類の提出を認めます。

提出書類:「年金事務所へ提出した猶予の申請書」と納付状況が確認できる次の(1)~(3)のいずれかの書類

(1)納付方法による下表A~Cのいずれかの書類

	納付方法	提出書類
A	金融機関の窓口納付	金融機関の領収印が押印された納付書の写し
B	口座振替	次の①~②のいずれかの書類 ①保険料領収済通知書の写し ②納入告知書の写し及び保険料の納付が確認できる書類(ネットバンキング振込明細や通帳の写しなど)
C	Pay-easy(電子納付)	納入告知書の写し及び保険料の納付が確認できる書類(ネットバンキング振込明細や通帳の写しなど)

(2)社会保険料納入証明書の写し

(3)社会保険料納入確認書の写し



新型コロナウイルス
感染拡大防止のための
**申請受付に
係る特例措置**
新規申請・更新申請
共通

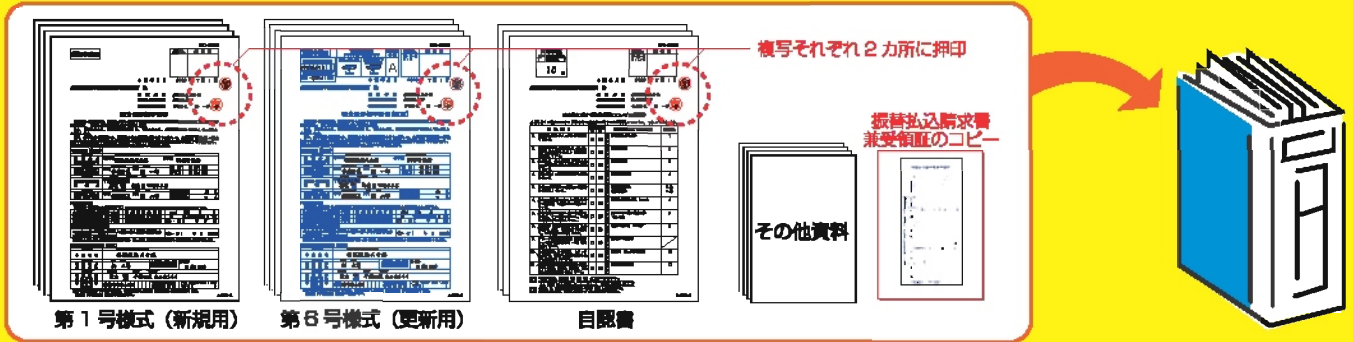


原則、郵送による地方実施機関への申請書類の提出とします。(7月1日~14日必着)
申請事業所は、資料を郵送する際に簡易書留など荷物追跡が可能な方法で発送して下さい。
原則は郵送による申請ですが、個別対応については地方実施機関にご連絡をお願いいたします。

※ 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、対応等が難しい地方実施機関もありますのでご理解を賜りますようお願いいたします。
※ 受付後、地方実施機関からFAXにて申請者(控え)を返送もしくは電話にて受付受理を連絡します。

注意事項

- ・申請書、申請書類が全てあるか申請案内16ページで確認して下さい。
- ・申請書、申請書類は必ずファイルに綴じて、書類がバラバラにならないようにして送付して下さい。
- ・申請書4枚組、自認書3枚組(複写式は4枚)全てのページに必ず印(2カ所)を押して下さい。



発送方法

※申請書類を発送した際、送り状番号(お問い合わせ番号)が記載された控えを必ず保管して下さい。
控えがないと、申請受付時のトラブルへの対応ができませんのでご注意ください。

信書が送れるもの、かつ、対面で受け取り出来るもの



一般書留郵便
簡易書留郵便

レターパックプラス

信書便
(信費用宅配便)

受付可

地方実施機関



信書が送れないもの、または、受け取りがポスト投函となるもの



普通郵便
特定記録郵便

レターバックライト

宅配便

受付不可